

新規上場申請のための半期報告書

ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年 5 月19日
【中間会計期間】	第19期中(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
【会社名】	ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
【英訳名】	Wellness Communications Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 泰秀
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-5544-9898（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 佐々木 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-5544-9898（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 佐々木 雅之

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	11
第4【経理の状況】	12
1【中間財務諸表】	13
2【その他】	20
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	21
期中レビュー報告書	22

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 中間会計期間	第18期
会計期間	自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日	自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日
売上高 (千円)	7,060,767	13,266,798
経常利益 (千円)	501,761	955,128
中間(当期)純利益 (千円)	347,366	680,382
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	408,615	408,615
発行済株式総数 (株)	5,448,200	5,448,200
純資産額 (千円)	3,029,234	2,886,011
総資産額 (千円)	6,691,822	4,630,189
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	63.76	124.88
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	37.47 (一)
自己資本比率 (%)	45.2	62.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,201,137	555,467
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△136,975	△426,030
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△205,393	△178,799
現金及び現金同等物の中間期末（期 末）残高 (千円)	2,442,248	1,583,479

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、第18期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第18期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、経済活動の正常化による景気回復の期待や雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の増加により、国内景気は緩やかな回復基調となりました。さらに、円安の長期化も相まり、インバウンド需要も堅調に推移する等、より一層の消費額拡大が期待されております。一方で、ウクライナ情勢及び中東情勢における緊迫した状況の長期化、欧米でのインフレ再燃リスクによる各国中央銀行の金融引き締め長期化により金融市場や為替変動等に注視する必要があります。また、所得の上昇を上回る物価上昇による消費意欲の減退等が影響し、依然として、先行き不透明な状況が続いております。

当社の対面市場におきましては、非財務情報や人的資本情報の開示が義務化される等の法令対応の観点からも、従業員の健康管理に取り組む企業が増加傾向にあります。従来までの健康診断や人間ドックに加え、がん検診の受診勧奨や疾病の重症化予防、メンタルヘルス対策等、引き続き、従業員等への健康投資が重要視されております。加えて、働き方の多様化やダイバーシティの推進等の観点からも、健診ソリューション事業及び健康管理クラウド事業の需要は益々増加すると見込まれます。

このような社会活動・経済活動の状況下において、当社は、2024年3月に策定した「中期経営計画」（2024～2026年度）に基づき、健診ソリューション事業及び健康管理クラウド事業における新規顧客の開拓や既存顧客との取引深耕に取り組みながら、健診ソリューション事業の再構築・高付加価値化及び健康管理クラウド事業を起点としたコーポレートウェルネス・バリューチェーンの構築・推進を並行して進めております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は7,060百万円、営業利益は499百万円、経常利益は501百万円、中間純利益は347百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は以下の通りです。

(健診ソリューション事業)

健診ソリューション事業におきましては、従業員の健康管理・安全管理を行うことは人的資本経営において不可欠であり、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施・記録・届出に関する事務リソースを削減し、受診勧奨による健康診断受診率の向上や有所見者への事後措置の強化等、人的資本へのより一層の投資を目指す顧客による問い合わせが増加しております。健康診断の実施においては、例年、健康診断は夏から秋にかけて受診のピークを迎えるため、健康診断結果の出荷及びそれに伴う業績は下期に偏る傾向にありますが、健康診断受診の早期化を図る顧客の増加や当社オペレーションの生産性向上等により、出荷の均等化を図りつつあります。なお、当社オペレーションの生産性向上に関しては、2023年6月に情報処理方法及び情報処理プログラムについての特許（特許7304604）を取得する等、業務プロセスの見直しやシステム化投資に注力しております。これらの結果、当中間会計期間の出荷数は、195,190件となりました。出荷数の増加に伴い売上高は好調に推移しており、また、生産性向上により人材派遣費も抑制され、この結果、当中間会計期間の売上高は6,357百万円、営業利益は138百万円となりました。

(健康管理クラウド事業)

企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、サステナビリティ情報や人的資本情報の開示が義務化される等、企業は引き続き、法令等への対応が求められています。また、長時間労働の是正や雇用形態に捉われない公正な待遇、高齢者や女性の就労促進が掲げられる等の価値観も変化しており、大企業を中心に、より一層非財務情報の中核にある人的資本投資や健康経営の推進が重視されております。

健康管理クラウド事業におきましては、このような従業員の健康管理を戦略的に維持、増進する目的をもった新規顧客からの受注が継続的に拡大しております。また、代理店強化戦略の効果もあり、当中間会計期間においては

新たに18社が利用を開始したことで、売上高は堅調に推移いたしました。この結果、当中間会計期間における売上高は555百万円、営業利益は320百万円となりました。

(医療機関等支援事業)

医療機関等支援事業におきましては、主なサービスであるPET検査関連事業(※1)及び健康診断予約手配等を行うBP0サービスともに、引き続き堅調に推移いたしました。その他、2024年4月から開始された医療従事者の働き方改革を支えるべく、医療機関DX推進を目的として、引き続き、医療機関向けにGrowbaseを提供しております。これらの結果、当中間会計期間の売上高は147百万円、営業利益は40百万円となりました。

※1：PET はがん等の病変を検査する画像診断法の一つである「陽電子放射断層撮影法」を表し、ポジトロン・エミッション・トモグラフィー(Positron Emission Tomography)の略です。

②財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は、6,691百万円となり、前事業年度末から2,061百万円増加となりました。流動資産の残高は5,438百万円となり、前事業年度末から2,028百万円増加となりました。

主な要因は現金及び預金が配当金及び納税等により減少した一方で、健診ソリューション事業の売掛金及び健康管理クラウド事業の利用料等の入金により858百万円増加、健診ソリューション事業の受診件数の増加に伴い売掛金が932百万円、仕入の増加により商品が245百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は、3,662百万円となり、前事業年度末から1,918百万円増加となりました。流動負債の残高は3,608百万円となり、前事業年度末から1,919百万円増加となりました。

主な要因は健診ソリューション事業の受診件数の増加による仕入により買掛金が1,931百万円、ネットワーク健康診断サービスの健診受診料及び健康管理クラウドの利用料の前受として契約負債が103百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、3,029百万円となり、前事業年度末から143百万円増加となりました。

主な要因は期末配当により利益剰余金が204百万円減少した一方で、中間純利益を347百万円計上したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末から858百万円増加し、2,442百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は1,201百万円となりました。これは主に税引前中間純利益501百万円、減価償却費125百万円、健診ソリューション事業における健康診断受診件数増加による仕入債務の増加1,931百万円、健康管理クラウド事業における契約負債の増加103百万円を計上した一方で、健診ソリューション事業における健康診断受診件数増加による売上債権932百万円、棚卸資産245百万円の増加、法人税等の支払167百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は136百万円となりました。これは主にシステム開発に伴う無形固定資産の取得133百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は205百万円となりました。これは主に配当金の支払204百万円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当中間会計期間において、当社は事業の拡大に伴い健診ソリューション事業において7名、健康管理クラウド事業において1名、法人営業本部を含む全社（共通）において8名増加しております。一方、コンシェルジュサービスの終了に伴い、医療機関等支援事業において4名減少しております。

なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年5月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,448,200	5,448,200	非上場	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり ます。 なお単元株式数は100株でありま す。
計	5,448,200	5,448,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

新株予約権の名称	第4回新株予約権
決議年月日	2024年9月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の数※	100個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	当社普通株式 10,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 2,583円（注）2
新株予約権の行使期間※	2026年9月21日から2034年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 2,583円 資本組入額 1,292円

新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点から継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役、執行役員又は従業員が任期満了又は定年により退任又は退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 ④ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※新株予約権の発行時（2024年9月20日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. a 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

b 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込

金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- c 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- b 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- c 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定するものとする。

- d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記cに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- e 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- f 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- g 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- h その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定するものとする。

- i 新株予約権の取得事由及び条件

イ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ 当社は、以下①～⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

j その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年9月30日	—	5,448,200	—	408,615	—	381,374

(5) 【大株主の状況】

2025年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SOMPOホールディングス(株)	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,500,800	45.9
LHP Holdings, L.P. (常任代理人 (株)イントリム)	PO BOX 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	2,233,700	41.0
(株)アドバンテッジ リスク マネジ メント	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	272,400	5.0
(株)ベルシステム24ホールディング ス	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	201,700	3.7
伊藤忠商事(株)	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号	168,900	3.1
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	70,700	1.3
計	—	5,448,200	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—

完全議決権株式(その他)	普通株式 5,448,200	54,482	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,448,200	—	—
総株主の議決権	—	54,482	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5-6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当中間会計期間 (2024年 9 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 583, 479	2, 442, 248
売掛金	1, 679, 635	2, 611, 861
商品	37, 172	282, 195
その他	110, 021	102, 651
流動資産合計	3, 410, 309	5, 438, 956
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	280, 229	272, 600
工具、器具及び備品（純額）	59, 043	58, 461
有形固定資産合計	339, 273	331, 061
無形固定資産		
ソフトウェア	680, 092	696, 003
その他	93, 205	118, 120
無形固定資産合計	773, 297	814, 123
投資その他の資産		
差入保証金	87, 731	87, 761
その他	19, 577	19, 918
投資その他の資産合計	107, 308	107, 680
固定資産合計	1, 219, 879	1, 252, 865
資産合計	4, 630, 189	6, 691, 822

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2024年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1, 036, 264	2, 967, 633
未払金	260, 690	246, 415
未払法人税等	185, 631	172, 418
契約負債	97, 036	200, 840
役員賞与引当金	12, 460	—
その他	97, 046	20, 843
流動負債合計	1, 689, 129	3, 608, 151
固定負債		
資産除去債務	43, 633	43, 725
役員退職慰労引当金	3, 000	5, 499
退職給付引当金	3, 900	3, 500
その他	4, 514	1, 711
固定負債合計	55, 048	54, 437
負債合計	1, 744, 177	3, 662, 588
純資産の部		
株主資本		
資本金	408, 615	408, 615
資本剰余金	381, 374	381, 374
利益剰余金	2, 089, 603	2, 232, 826
株主資本合計	2, 879, 592	3, 022, 815
新株予約権	6, 419	6, 419
純資産合計	2, 886, 011	3, 029, 234
負債純資産合計	4, 630, 189	6, 691, 822

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
売上高	7,060,767
売上原価	5,720,235
売上総利益	1,340,532
販売費及び一般管理費	※ 840,661
営業利益	499,871
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	2,175
営業外収益合計	2,176
営業外費用	
支払利息	32
その他	253
営業外費用合計	286
経常利益	501,761
税引前中間純利益	501,761
法人税、住民税及び事業税	154,386
法人税等調整額	8
法人税等合計	154,395
中間純利益	347,366

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	501,761
減価償却費	125,229
受取利息	△0
支払利息	32
売上債権の増減額(△は増加)	△932,226
棚卸資産の増減額(△は増加)	△245,023
未収入金の増減額(△は増加)	25,983
仕入債務の増減額(△は減少)	1,931,368
契約負債の増減額(△は減少)	103,804
未払又は未収消費税等の増減額	△52,742
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△12,460
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	2,499
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△400
その他	△79,428
小計	1,368,398
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△32
法人税等の支払額	△167,229
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,201,137
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,199
無形固定資産の取得による支出	△133,746
敷金及び保証金の差入による支出	△30
投資活動によるキャッシュ・フロー	△136,975
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△1,249
配当金の支払額	△204,144
財務活動によるキャッシュ・フロー	△205,393
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	858,768
現金及び現金同等物の期首残高	1,583,479
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,442,248

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
給料手当	342,307千円
退職給付費用	15,275千円
役員退職慰労引当金繰入額	2,499千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
現金及び預金	2,442,248千円
現金及び現金同等物	2,442,248千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	204,144	37.47	2024年 3 月31日	2024年 6 月25日	利益剰余金

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	健診ソリューション 事業	健康管理クラウド 事業	医療機関等支援 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	6,357,982	555,250	147,535	7,060,767
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	6,357,982	555,250	147,535	7,060,767
セグメント利益	138,162	320,984	40,724	499,871

(注) セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と一致しております。

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	健診ソリューション 事業	健康管理クラウド 事業	医療機関等支援 事業	
一時点で移転される財又はサービス	6,357,982	147,172	16,638	6,521,793
一定期間にわたり移転される財 又はサービス	—	408,078	80,676	488,754
顧客との契約から生じる収益	6,357,982	555,250	97,315	7,010,547
その他の収益	—	—	50,220	50,220
外部顧客への売上高	6,357,982	555,250	147,535	7,060,767

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	63円76銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	347,366
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	347,366
普通株式の期中平均株式数(株)	5,448,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2024年9月19日開催の臨時株主総会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 100個 (普通株式 10,000株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 5 月 9 日

ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水野 博嗣

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中西 俊晴

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウェルネス・コミュニケーションズ株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 19 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上